



労働調査会 ビジネスセミナー「労働塾」のご案内

講師



安西法律事務所

おぎや さとし  
荻谷聡史 弁護士

# 具体的事例ごとに考える！ 従業員等からクレームがあった 場合の検討事項、具体的対応

労働法に関する知識は、会社だけでなく、従業員など、働く者の側でも、スマートフォン等を通じて、容易に身につけることができる時代となっています。その結果、以前は見過ぎてきた問題が、従業員等からの申告などにより顕在化するようになっており、その中には、解決を社外に求め、労基署への相談、労働局でのあっせん、社外労組への加入、訴訟や労働審判など裁判所での手続きに至るケースもあります。

解決策を社外に求める傾向は、コロナ禍の中で、停滞、減少していたものの、いま再び増加傾向にある中で、企業としては、トラブルが想定以上に拡大することを防ぐうえでも、従業員等が社外での解決を求めた場合に、どのような事態に至るかについて、しっかりと把握し、早期に適切な対応を取ることが求められます。

今回のセミナーでは、こうした点を踏まえ、人事労務実務において、今、知っておくべき、具体的な問題点及びそれへの対応策のポイントについて、昨今の裁判例の動向などを踏まえてご紹介いたします。

## 講座内容

### 第1 従業員等が問題解決を求める場合、どのような手続きをとることが考えられるか。

それぞれの手続きで、企業はどのような点に留意する必要があるか。

- |                               |                             |
|-------------------------------|-----------------------------|
| (1) 企業に対する直接の要求（内部通報、書面等での要求） | (2) 行政での手続き（助言・指導、あっせん）     |
| (3) 労働組合からの団体交渉申し入れ           | (4) 裁判所での手続き（通常訴訟、労働審判、仮処分） |

### 第2 具体的事例

- 1 労災事故が生じ、補償を求めるケース  
・被災した労働者や遺族とのやり取り（示談交渉等）・労災保険給付請求がされたときの留意点 ・労基署対応、送検時の対応等
- 2 発注先会社の従業員が、偽装請負であり、自分は「労働者」にあたりと主張するケース  
・偽装請負とは何か。・どのような場合に偽装請負に該当するのか。・偽装請負に該当する場合、どのようなことになるのか。等
- 3 個人に業務委託をしていたところ、その個人が自分は「労働者」にあたりと主張し、残業代等を求めるケース  
・どのような場合に、労働基準法上の労働者に該当するか。該当する場合、何をしなければならないか。  
・どのような場合に、労働組合法上の労働者に該当するか。該当する場合、何をしなければならないか。  
労働基準法上の労働者との違いはあるのか、あるならばどこが違うのか。等
- 4 メンタルヘルス不調での休職からの復職を認めるよう求めるケース  
・どのような場合に復職を認める必要があるか。・休職発令から復職まで、どのようなプロセスを経るべきか。等
- 5 その他

開催日

2022年 **11月18日**(金)  
10:00~16:30

会場 **KFC Hall&Rooms** 国際ファッションセンター

所在地 東京都墨田区横綱1-6-1 TEL 03-5610-5801

交通

- ◆都営地下鉄大江戸線「両国駅」A1出入口直結
- ◆JR 中央・総武線「両国駅」東口より徒歩約6分

受講料 【テキスト・昼食・お飲み物・消費税込】

- ▶ 一般のお客様 ..... **22,000円**  
(税抜価格20,000円)
- ▶ 「労働基準広報」「先見労務管理」  
「労働安全衛生広報」ご購入者様 .. **16,500円**  
(税抜価格15,000円)
- ▶ 「建設労務安全」ご購入者様  
及びビジネススクール会員様 .... **18,700円**  
(税抜価格17,000円)

※ビジネススクール会員様の割引価格は、受講者1名様のみ適用とさせていただきます。  
※但し、ビジネススクール法人会員様は3名様まで割引価格を適用とさせていただきます。

# ビジネスセミナー「労働塾」受講申込書 FAX.0120-801-811

## <開催日時> 2022年11月18日(金) 10:00~16:30

【講師紹介】 弁護士：荻谷 聡史 氏 (おぎや さとし) 安西法律事務所

1997年東京大学法学部卒業。同年株式会社日立製作所入社。その後事業所および本社で人事労務部門を担当。同社退職後、2007年横浜国立大学法科大学院修了。2008年弁護士登録。  
主に人事労務関係の訴訟・交渉・法律相談・原稿執筆等に従事し、現在に至る。  
経営法曹会議会員。第一東京弁護士会労働法制委員会委員。  
主な著書に「ビジネス法大系労働法」(共著、第一法規)、「実務Q&Aシリーズ 賃金・手当・賞与・退職金」(共著、労務行政)、「最新 労働者派遣法の詳解」(共著、労務行政)、「事故法大系Ⅱ 労働事故 典型判例シリーズ」(共著、保険毎日新聞社)、労政時報、労働基準広報、人事労務Q&A、かけはしなどがある。

◆専用URL → <https://www.chosakai.co.jp/seminar-info/28311/>

もしくは 下記ご記入の上、FAXにてお申込みください



申込日：2022年 月 日

御社名	(フリガナ)	セミナー申込書入手方法について	
		東京社会保険労務士協同組合	
ご住所	(フリガナ)		
	〒	—	
TEL		FAX	
E-Mail			
受講者名	所属部署・役職名	備考	
(フリガナ)			
(フリガナ)			
(フリガナ)			

### ◆以下、何れかを丸で囲んでください◆

- ご購読中の弊社発行の定期刊行誌：労働基準広報 先見労務管理 労働安全衛生広報 建設労務安全 購読無し
- 労働調査会ビジネススクール会員：個人会員 法人会員 非会員

### 通信欄

### ◆新型コロナウイルス感染予防対策について◆

今回の労働塾セミナーでは、安心して参加していただけるよう以下の措置を講じています。

- ①受付時に受講者の検温実施 ②マスクをお忘れの方へのマスク配布 ③ソーシャルディスタンスの確保
- ④手指消毒用アルコールの設置 ⑤会場内の換気や扉の開放 等

◆支払方法◆ 受付後、受講券と請求書・振込用紙をお送りいたします。開催日前日までにお振込みください。

### ◆受講料の割引特典について◆

「労働基準広報」「先見労務管理」「労働安全衛生広報」購読者様は、一般価格から5,500円割引。「建設労務安全」購読者様およびビジネススクール会員様は、一般価格から3,300円割引。  
但し、労働調査会ビジネススクール法人会員様は、3名様まで、各々一般価格から3,300円割引いたします。

### ■キャンセルについてのご案内

お申し込み後のキャンセルは、テキスト・昼食・お飲み物等の準備の関係から **11月11日(金)まで**にご連絡ください。

### ■個人情報の取扱いについて

お預かり致しました個人情報は、書籍・定期刊行誌や講習会、セミナー、ビデオのご案内等限られた目的で利用させていただきます。情報の取扱いにつきましては適正な保護に努めます。

ビジネスセミナー「労働塾」申込書

0120-801-811

お問合せ先

株式会社労働調査会 東京支社

TEL.03-6858-3401 〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル5階